

焼津市男女共同参画アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現のための研修会等を行う地域の住民等に対しその活動を支援するため、男女共同参画アドバイザーを派遣する事業（以下「男女共同参画アドバイザー派遣事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画アドバイザー」とは、第3条に定める業務を行うことに必要な知識及び経験等を有する専門家及び市職員等のうち、第5条による申請を受けて市長が派遣する者をいう。

(男女共同参画アドバイザーの業務)

第3条 男女共同参画アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1)男女共同参画に関する研修会等において、指導及び助言等を行うこと。
- (2)その他市長が男女共同参画を推進するために必要と認めた業務。

(派遣の対象)

第4条 男女共同参画アドバイザー派遣事業の対象は、男女共同参画に関する研修会等を行う市民等の有志によるグループ、自治会等の地域団体、学校、企業その他市長が適当と認める団体とする。

ただし、当該研修会等が営利目的と認められるものは対象としない。

(派遣の申請)

第5条 男女共同参画アドバイザー派遣事業を利用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、男女共同参画アドバイザー派遣申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、男女共同参画アドバイザーの派遣を決定したときは、男女共同参画アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、男女共同参画アドバイザーを派遣するものとする。

2 市長は、男女共同参画アドバイザーを派遣しない旨の決定をしたときは、その理由を申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 男女共同参画アドバイザーの派遣に要する費用は、市が負担する。この場合において、市職員以外の男女共同参画アドバイザーの派遣に要する費用は、男女共同参画アドバイザーに直接支払うものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、男女共同参画アドバイザーを派遣した団体に対し、この要綱による派遣の目的達成のため必要な限度において、指導又は助言をすることができる。

(派遣の取消し)

第9条 市長は、男女共同参画アドバイザーの派遣を決定した団体が、この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣の取消しをすることができる。

2 市長は、前項の規定による派遣の取消しを決定したときは、その旨を男女共同参画アドバイザーの派遣決定を受けた団体に通知する。

(男女共同参画アドバイザーの責務)

第10条 男女共同参画アドバイザーは、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣を受けた団体等の責務)

第11条 男女共同参画アドバイザーの派遣を受けた団体は、男女共同参画アドバイザーの業務終了後14日以内に、その結果を男女共同参画アドバイザー派遣報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。